

# 指定難病医療費助成制度のご案内

**指定難病** の認定を受けると、  
医療費が助成されることを知っていますか？



## 指定難病とは

発病の機構が明らかではなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもののうち、厚生労働大臣が定める疾病です。

指定難病の疾病、認定の基準等については、難病情報センターで検索できます。



難病情報センター

検索

## 医療費助成の対象

指定医療機関（診療所、病院、薬局、訪問看護事業所等）で行われる、指定難病、およびその指定難病に付随して発生する傷病に関する医療、介護の費用が対象となります。

※保険診療外の治療等や補装具の費用等は、助成の対象外です。



## 助成額について

自己負担割合が **2割** となります（すでに1割、または2割の方は変更ありません）。

また、所得等の状況に応じて、自己負担額（月額）の上限が設定されます。



認定を受けるためには、厚生労働大臣が定める基準等を満たす必要があります。

**まずは主治医にご相談ください！**



## 千葉市にお住まいの方のお問い合わせ、および申請先

千葉市 難病

検索

お住まいの区	名称	所在地	電話番号 (FAX)
中央区	中央保健福祉センター健康課	〒260-8511 中央区中央 4-5-1 きぼーる 13 階	043-221-2583 (043-221-2590)
花見川区	花見川保健福祉センター健康課	〒262-8510 花見川区瑞穂 1-1	043-275-6297 (043-275-6298)
稲毛区	稲毛保健福祉センター健康課	〒263-8550 稲毛区穴川 4-12-4	043-284-6495 (043-284-6496)
若葉区	若葉保健福祉センター健康課	〒264-8550 若葉区貝塚 2-19-1	043-233-8715 (043-233-8198)
緑区	緑保健福祉センター健康課	〒266-8550 緑区鎌取町 226-1	043-292-5066 (043-292-1804)
美浜区	美浜保健福祉センター健康課	〒261-8581 美浜区真砂 5-15-2	043-270-2287 (043-270-2065)

申請に必要な書類等がございますので、HP をご確認ください。お問い合わせの上ご来所ください。  
難病に関連する制度・サービスなどを掲載したガイドブックを各区保健福祉センター健康課で配布していますので、ぜひご活用ください。

地域で生活する難病患者さんとそのご家族の日常生活上の悩みや不安を解消するための相談・支援・情報提供などを行っています！

千葉市難病相談支援センター ☎ 043-264-3118

(独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター千葉東病院内)

相談受付時間：9時～12時、13時～16時（月曜日から金曜日。祝日・年末年始は除く）

### Q. 医療機関で難病と診断されました。難病には医療費助成の対象となるのはどのような場合ですか？

A. 指定難病に罹患している（厚生労働大臣が定める診断基準を満たす）方で、下記（1）または（2）に該当する場合です。

（1）「重症度分類等」に照らして病状の程度が一定程度以上の方（医師が記載する臨床調査個人票で確認します）

（2）（1）を満たさない場合でも、申請日の属する月以前の12か月以内に、指定難病に係る医療費総額（10割分）が33,330円を超える月が3か月以上ある方（軽症高額）。

### Q. 申請日以前に受けた治療の費用は対象になりますか？

A. 医療費助成は、申請日から「重症度を満たしていることを診断した日」まで遡って開始されます。申請日以前の指定難病の治療費は、医療費助成の対象になります。遡り期間は原則として申請日から1か月ですが、臨床調査個人票の受領に時間を要した、または症状の悪化等により申請書類の準備や提出に時間を要した等、やむを得ない理由があるときは、最長3か月となります。

### Q. 認定された場合の自己負担額を教えてください。

A. 自己負担割合は、医療費の2割です（すでに1割または2割負担の方は変更ありません）。自己負担額は、月額自己負担上限額までになります。（R8.4月時点）

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割		
			自己負担上限額（外来+入院）		
			一般	高額かつ長期（※）	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税非課税（世帯）	本人年収 ～80.9万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80.9万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税所得割	課税以上7.1万円未満	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税所得割	7.1万円以上25.1万円未満	20,000	10,000	
上位所得	市町村民税所得割	25.1万円以上	30,000	20,000	

※1 「高額かつ長期」とは、支給認定後の月ごとの医療費総額（10割分）が5万円を超える月が1年間に6回以上あった方が対象です。

※2 階層区分の基準額は変更になる場合があります。詳細については、HPをご確認いただくか、お問い合わせください。

### Q. 指定難病の医療費助成制度を申請してから、受給者証はどのくらいで届きますか？

A. 千葉市指定難病審査会の判定により、認定となった場合は、申請日から2～3か月後に特定医療費（指定難病）受給者証が届きます。受給者証が届くまでの期間に、自己負担上限額を超えて支払った場合は、償還払いの申請ができますので、領収書は必ず保管してください

### Q. 特定医療費（指定難病）受給者証の有効期限はありますか？

A. 有効期間は、原則1年以内です。引き続き医療費助成を希望される方は、毎年更新手続きが必要です。